



防災(語学)ボランティアニュース

東京都生活文化局のホームページアドレス

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp>

平成 18 年 4 月
東京都生活文化局
文化振興部第 42 号

今号の主な内容

防災(語学)ボランティア関連

- ・平成 17 年度第 2 回防災(語学)ボランティア研修会実施報告
- ・平成 18 年度防災(語学)ボランティアの募集・登録・訓練について
- トピックス
- ・平成 17 年度第 4 回東京都在住外国人向けメディア連絡会を開催
- ・首都直下地震による東京の被害想定(中間報告) ~ 東京都総務局 ~
- 情報や投稿
- ・事務局からのお知らせ

防災(語学)ボランティア関連

平成 17 年度第 2 回防災(語学)ボランティア研修会実施報告

平成 18 年 2 月 18 日(土)に、「現地災害ボランティアセンターにおいて求められる語学ボランティアの役割とは」をテーマとした、第 2 回目の防災(語学)ボランティア研修会を実施し、防災(語学)ボランティア 17 名(英語、中国語、ブルガリア語、スペイン語、ハンゲル)及び外国人 10 名(英語、中国語、ハンゲル)に参加いただきました。

初めに宮城県美里町社会福祉協議会の永沼氏による講演「現地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び役割機能」を行いました。南郷町(合併により美里町に改称)の被災者の方々が、初めはボランティアに依頼することに抵抗感を持っていたのが、口コミや地域のつながりで周知され、次々と依頼されるようになったという話等に多くの方が興味を示していました。

講演後語学ボランティアから、心のケアへの対応について質問が出されましたが、避難所にお茶飲みサロンを開設するなど、なるべく一人で生活する時間を少なくするように工夫したとのお話でした。また、多様なニーズへの対応については、夕方にスタッフを集めてミーティング

を行い、取り組むべきことや関係機関と組んで出来るものを打合せし、危険なもの以外はできる限り対応したとのお話でした。その他ボランティアの身分証明書を発行する基準については、緊急時にボ



永沼氏の講演

ランティアの身元を確認するのは困難であり、受付に来た人は原則として信用し、身分証明書を発行するとのお話でした。

次に、東京ボランティア・市民活動センターの安藤副所長より、南郷町は人口が少なくコミュニティがしっかりしており、地域での助け合いが出来るが、大都市では人間関係が作れないこと、火災が広がりやすいこと、外国人の数が多しことなどの多くの問題があるという補足説明がありました。

また、心のケアにつながる対応について、避難所での生活は畳1枚で寝るためストレスが溜まること、特に子供は自由に騒げず相当ストレスが溜まるため、遊んで発散させる必要が出て来ること、食事は3食同時に届くため冷えてしまい、暖かい食べ物が必要になること、炊き出しや、足や身体を温めるためのマッサージなどの対応も必要となることなど、具体的なお話がありました。

心のケアの他にも、家が余震で壊れる前に必要なものを運び出す作業、お金の問題についての相談など、必要な対応は次々と出てくるため、一人でも多くの人が出る限りボランティアセンターの手助けをして欲しいとの話でした。

次のロールプレイでは、3月19日午前8時に東京に震度7の地震が起きたという想定で、災害時の相談窓口でどのようなことが必要になるかという課題が出されました。外国人の方から何が心配、不安なのかをあげてもらい、それに対して語学ボランティアが答えるという形でロールプレイが行われました。

次に、ロールプレイで出た意見を模造紙に書き出し、グループ毎に報告を行い、最後に安藤副所長から、コメントと質問への回答がありました。

主な内容は、避難袋に用意しておくものとして、災害時は病院のカルテがなくなるので、常備薬、薬の名前を控えておくことが大切であること、家族の安全確認については、家に自分は無事であるというメッセージを貼っておくこと等でした。

受講者からは、有意義な話が聞けて、とても良かったという声が多くありました。

今回の研修で、災害時に防災（語学）ボランティアとして円滑な活動を行うための基本的な知識を学んでいただけたと思います。来年度もさらに知識を増やしていただくための研修会を開催したいと考えております。



課題に対する回答をフセンに書く



各言語でロールプレイ



グループ毎に報告



安藤副所長から説明

研修参加者の声

【防災（語学）ボランティア】

- ・ボランティアセンター立ち上げの実例紹介は、災害時にボランティアとしてどのように行動すれば良いのかがわかりとても参考になった。
- ・在日外国人から話を聞いたことで災害時に何が必要なのかがわかり参考になった。このような研修への参加回数を増やすことで少しずつ情報を集め、いざという時にボランティアとしてお手伝い出来るよう準備したい。
- ・日常生活の中では災害時の行動についてあまり考えていなかったが、今回研修に参加し考えさせられた。まずは自分の安全、備えが大切で、慌てることないように準備しておかなければと思った。
- ・活動のニーズが日々変化し、ミーティングにより解決していった事は興味深かった。何が出来かはわからないが、とにかく駆けつけるという気持ちこそ、被災した人の心の支えになれるだろうと思う。
- ・偽ボランティアの件、心のケアや食糧支援の現状など、実体験に基づいた話は大変興味深かった。炊き出しやマッサージのニーズなど、様々な声に対応して活動していることは知らなかった。また、多くの被災者はボランティアセンターからの手助けを求めない現状に驚いた。避難袋の中に常備薬名や病名を控えるというアドバイスはとても役にたった。今後色々役に立ちそうなヒントを得られた。

【外国人】

- ・ロールプレイの場面設定には意義がある。日本の生活では地震に対する不安感があったが、自分がすべきことを考える良い機会になった。実際の災害時に行動すべきことがわかった。このような機会をくれたことに感謝する。
- ・研修会に参加することによって、災害時の対応方法についてとても勉強になった。
- ・災害時の知識が得られて良かった。またこのような機会があるか分からないが、質問への回答に参加していない人にも伝えて欲しい。
- ・とても良い災害準備プログラムである。私は都内在住のフィリピン人のために喜んでボランティアを努めようと思う。

平成18年度防災（語学）ボランティアの募集・登録・訓練について

1 募集と登録について

東京都では、平成18年度に防災（語学）ボランティアを再募集し、地域別配置や連絡網を整備することを計画しています。

現行の「防災（語学）ボランティア」制度では、主な通信手段が郵送であり、緊急時に連絡を取ることが困難な面があることや、災害発生時の参集場所が不明確であること、少数言語のボランティアが極めて少ないことなどの課題があります。

このため、前号でお知らせしたように、平成18年度に語学ボランティアの再募集を行います。現在登録されている方につきましても、再度お申込みいただくこととなります。

再募集にあたっては、メール等による緊急時の連絡体制を整備すること、東京都広域ボランティア活動拠点に参集し、避難所等へ派遣されて外国人被災者支援を展開すること、区市町村の国際交流協会等に登録している通訳ボランティアや地域の外国人との連携等に努め、少数言語のボランティアを確保することなどを目標としています。

2 防災訓練について

18年度の防災訓練は、足立区と合同で実施することになっています。

また、区市町村や区市の国際交流協会、地域のボランティアセンター、民間団体、防災（語学）ボランティア、在住外国人向けメディア、東京都語学登録職員、外国人等の参加による大規模な「東京都外国人災害時情報センター機能（立ち上げ・運営）訓練」を秋頃に実施する予定です。

新しい防災（語学）ボランティア登録制度及び防災訓練については、それぞれ詳細が決まり次第、ニュースやHP等でお知らせしますので、よろしく願いいたします。



トピックス

平成17年度第4回東京都在住外国人向けメディア連絡会の開催

東京都生活文化局では、平成18年1月17日（火）に第4回東京都在住外国人向けメディア連絡会を開催しました。

第4回会合では、各局から、「外国人結核患者への治療・服薬支援員の派遣事業の開始について」、「東京民間救急コールセンターについて」、「住宅用火災警報器の設置促進について」、「出国命令制度について」等の情報提供のほか、「あなたのお店も栄養成分表示をはじめませんか - がいしょくりょういせいようせいぶんひょうじ」な「品川区外国語版生活情報誌・マップ」などの資料提供があり、参加メディアとの活発な意見交換が行われました。

情報提供された案件の中で、以下の2つをご紹介します。



メディア連絡会の様子

【住宅用火災警報機の設置について】

東京消防庁では、各家庭に対して火災の早期発見に極めて有効な「住宅用火災警報器」の設置を勧めています。

1 種類

煙式・熱式

火災による煙または熱を感知して火災の発生を警報音または音声で知らせてくれます。

住宅用火災ガス漏れ複合型警報器

火災のほかにガス漏れなども感知します。警報音と音声で知らせてくれます。

電源はコンセントからとる方式や電池方式があります。

耳の不自由な方は、光を発する機器を取り付けることで、音以外の方法で火災を知らせることができるものもあります。

2 取付け・点検

取付けには特別な資格は必要ありません。ただし、配線工事は電気工事士でなければ行えません。

業者による点検は必要ありませんが、普段から点検ボタンなどで点検を行う習慣をつけましょう。

3 購入

防災設備取扱店などで購入できます。詳しい販売店については最寄りの消防署へ問い合わせてください。

万が一、悪質な訪問販売の被害にあってしまったら、クーリング・オフの制度を利用してください。また、お近くの消防署までご連絡ください。

【出国命令制度～不法残留者の自発的な出国促進のために～】

自発的に出国しようとする不法残留者について、身柄を收容せず簡易な手続きにより出国を促進する「出国命令制度」が平成16年12月2日から施行されました。

出国命令の対象者は、次のすべてに該当する不法残留者です。

速やかに日本から出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭したこと

不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと

入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役または禁錮に処せられていないこと

過去に退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国したことがないこと

速やかに日本から出国することが確実と見込まれること

問合せの多いものは以下のとおりです。（法務省入国管理局「出国命令制度Q & A」より抜粋）

Q1 出国命令制度により出国したい場合は、どこに出頭すればよいのですか

A 出頭者に対する違反調査は、原則として8ヶ所の地方入国管理局（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）、3ヶ所の地方入国管理局支局（横浜、神戸、那覇）および2ヶ所の出張所（下関、鹿児島）で行いますので、これらの地方入国管理局等に出頭してください。

なお、上記以外の最寄りの入国管理官署に平日の執務時間内に出頭された場合、当該官署においては、出頭者に対して出頭確認書を交付し、上記の違反調査を実施する地方入国管理局等への出頭日時と出頭場所を指示します。

Q2 出頭してから出国命令を受けるまでには、概ねどのくらいの時間がかかると考えたらよいでしょうか。

A 出頭された方の状況（パスポートの所持の有無など）にもよりますが、地方入国管理局等に

出頭してから出国命令書の交付を受けるまでは概ね2～3週間程度の日数を要しますので、帰国用の航空券等を予約する際には注意してください。



Q3 過去に退去強制歴のない外国人が、不法残留容疑で摘発された場合、「出国命令制度」の適用を受けることができるのでしょうか。

A 出国命令の対象者は自ら入国管理官署に出頭した者に限られます。入国管理局や警察によって摘発された不法残留者は出国命令の対象とはなりませんので、速やかに出頭してください。

Q4 出国命令制度で出国する場合、事前に收容されたり、出国するまで入国管理局の職員がついて来るのでしょうか。

A 出国命令制度の適用を受ける場合は、摘発された場合などの退去強制手続と異なり、身柄が拘束されることはありません。また、出国命令制度で出国する場合は、出国命令書という書類が本人に交付されます。本人はその書類を持って出国手続を行っていただくこととなりますので、入国管理局の職員が付き添うことはありません。

首都直下地震による東京の被害想定（中間報告）～東京都総務局～

東京都は2月16日に、東京都防災会議地震部会がまとめた「首都直下地震による東京の被害想定」（中間報告）について発表しました。

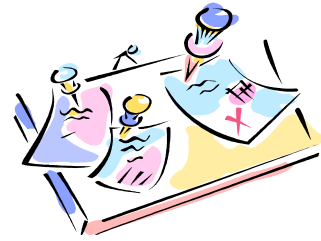
平成9年に東京都は阪神・淡路大震災の教訓などを踏まえて、全国初の直下地震による被害想定に関する調査報告書を公表しました。しかし、その後約10年が経過し、東京の都市状況が大きく変化していることや、昨年2月に中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が首都中枢機能の継続性確保の視点から国として初めて首都直下地震の被害想定を公表したこと、さらには昨年7月の千葉県北西部地震ではエレベーターに閉じ込められるなど都市の脆さが浮き彫りになり、都市型災害への対応という新たな課題が明らかになったことを踏まえて、9年ぶりに被害想定の見直しを行い、このたび、東京都防災会議地震部会が「首都直下地震による東京の被害想定」（中間報告）をまとめたものです。この被害想定は、東京都及び区市町村における震災対策の一層の推進を図るとともに、都民の防災意識の向上に寄与するための基礎資料です。

国がまとめた首都直下地震の被害想定が、M(マグニチュード)7.3と起きうる最大級の地震を想定していることに対して、都の被害想定はこれに加え、より発生頻度が高いM6.9クラスの地震想定も行っています。また国の想定では、風速が関東大震災時の風速という極めて強い風速を想定したのに対して、都は現実的な気象条件で想定しました。また、地盤、建物、道路等詳細なデータの活用や、都市型災害であるエレベーター閉じ込め台数、ターミナル駅別帰宅困難者数などを想定することとしています。首都圏で初の被害見直しであり、今後各都市に首都圏被害想定を作成を働きかけるとしました。

防災会議は年度末までに最終報告を取りまとめ、それを踏まえ、平成18年度中に、東京都地域防災計画を抜本的に見直しとしています。

本編・資料編・手法編をご覧になりたい方は、総務局総合防災部HPをご覧ください。

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/04saigaitaisaku/index.htm>



事務局からのお知らせ

組織改正及びフロア移動のお知らせ

平成18年4月1日より、生活文化局文化振興部事業推進課地域国際化推進係は下記に組織改正になります。

これに伴い、防災(語学)ボランティアニュースや研修の案内は、下記の連絡先から皆さんに送付されます。

(新連絡先) 生活文化局都民生活部管理法人課市民交流国際係(第一本庁舎27階南側)
TEL 03-5388-3156(直通) FAX 03-5388-1331
E-mail: S0000667@section.metro.tokyo.jp

連絡先の電話番号はこれまでと同じですが、メールアドレスが変更になります。

平成17年度(2005年度)で70歳になられる方へ

現在登録いただいております東京都防災(語学)ボランティアは「東京都防災ボランティアに関する要綱」で満18歳以上70歳未満の方とさせていただいております。このため該当の方は3月31日をもちまして登録を終了させていただきましたが、来年度に防災(語学)ボランティア登録制度の改正を予定しており、資格要件についても現在検討しております。そこで、今回の登録終了については保留とさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。なお、登録終了を希望される方につきましては、ご連絡いただければ終了手続きを取らせていただきます。

住所変更等の届け

4月は異動の時期です。進学や就職、人事異動、引越などで慌しくしている方もいると思います。住所変更等があった場合には、緊急時の連絡が不可能になり、東京都からのさまざまな情報をお知らせすることができなくなります。住所、電話やFAX、携帯番号、メールアドレス等の変更があった際には、必ず担当までご連絡ください。

なお、メールでお知らせくださる場合、確実に確認できるよう、件名を「防災(語学)ボランティア」としていただきますよう、お願いいたします。

防災豆知識

地震の心得10か条

災害時に冷静に行動していただくための「地震の心得10か条」を是非覚えてください。

第1条 わが身と家族の身の安全!

大きな揺れは1分程度です。丈夫なテーブルや机などの下に身をかくし、頭を保護するようにしましょう。

第2条 グラツきたら火の始末！

火が出たらすばやく消火！火の始末が大きな災害を防ぎます。
小さな地震でも火を消す習慣をつけましょう。

第3条 あわてて外に飛び出すな！

むやみに外に飛び出すのは危険です。
周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動しましょう。

第4条 戸を開けて出口の確保！

特に、コンクリート建てマンションなどは、地震の揺れでドアがゆがみ、部屋に閉じこめられることがあります。戸を開けて出口を確保しましょう。

第5条 戸外では頭を保護し危険なものから身をさげよ！

屋外にいるとき地震に襲われたら、ブロック塀が倒れたり窓ガラスや看板などが落ちてきます。
安全な建物か近くの広い場所へ避難しましょう。

第6条 百貨店・劇場などでは係員の指示に従って行動を！

大勢の人が集まるところではパニックがおきる心配があります。
巻き込まれないように、冷静な行動を心がけましょう。

第7条 自動車は左に寄せて停車規制区域では運転禁止！

勝手な行動は混乱のもと。カーラジオの情報により行動をしましょう。

第8条 山くずれ・がけくずれ・津波に注意！

山くずれ・がけくずれ・津波の危険地域ではすばやく避難しましょう。

第9条 避難は徒歩で持ち物は最小限度に！

自動車を使うと、渋滞を引き起こし、消火活動や救援救護活動の妨げになります。
避難は徒歩で、荷物は必要最小限度のものだけにしましょう。

第10条 デマで動くな 正しい情報で行動！

災害時はデマなどに惑わされやすくなります。
報道機関や区市町村、消防・警察などからの情報に注意しましょう。
(東京都総務局HP「地震発生！その時どうする？」より抜粋)

編集後記

宮城県北部連続地震時の話の中で、「地震が起きた時は自宅2階で寝ていたが、2階部分がそのままスライドして飛んでいき、命がなくなるのではないかと思った」と講師が振り返っていました。地震経験があまりない外国人はより大きな不安を抱くことと思います。そんな外国人のサポートをする語学ボランティアのみなさんの活動の重要さを今一度思い返していただき、これからも知識の習得に努め、実際の災害が起きた時の活動に十分活かしていただきたいと思います。

18年度は制度改正等を実施し、より効果的なボランティア活動となるよう事業を展開していきますので、よろしくお願いたします。

担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都生活文化局文化振興部事業推進課 萩田・渡辺
e-mail : S0000570@section.metro.tokyo.jp
TEL 03-5388-3156 FAX 03-5388-1327

